

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中サをキとし、へからアまでをトからサまでとし、ホの次に次のように加える。

へ マイクロフォーカスX線CT装置	一時間	三、四三〇円
-------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第八項中カをソとし、へからワまでをヌからレまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 人工気候室	一時間 （人工 気象室 に係る 部分）	一一、九〇〇円
ト 低湿恒温恒湿槽	一時間	八二〇円
チ 大型複合サイクル試験機	一時間	一、四〇〇円
リ キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇二〇円

別表第二第一号の表第二項中

(3) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験	トンネル顕 微鏡による もの	一試料 一測定	一一、六〇〇円 （一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。）
原子間力顕 微鏡による		一試料 一測定	九、三二〇円 （一測定を増す

測 ス	一時間
(一時間を増す)	七、二四〇円

(2) X線探傷検査	一試料	六、八九〇円
	一測定	

を

(3) X線探傷検査	(2) マイクロフォーカ X線CT装置による定
------------	-------------------------

(5) 溶解法による混用率試験		(4) 走査型プローブ顕微鏡による試験		(3) 走査型電子顕微鏡による高分解能試験	
		原子間力顕微鏡によるもの	トンネル顕微鏡によるもの	倍率一〇〇、〇〇〇倍以下のもの	倍率一〇〇、〇〇〇倍以下のもの
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
(二種類以内)	(二種類を増すごとに六五〇円を加える。)	(一測定を増すごとに六二〇円を加える。)	(一測定を増すごとに六二〇円を加える。)	一九、九〇〇円	一三、一〇〇円

に改め、同表第三項中

(4) 溶解法による混用率試験	もの	一試料	一、二二〇円
		(二種類を増すごとに六五〇円を加える。)	一、二二〇円
		(一種類を増すごとに六五〇円を加える。)	一、二二〇円

一 測定	
一 試料	
六、八九〇円	ごとに五、九七〇円を加える。）

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。